

掛川市告示第28号

東遠工業用水道企業団と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約を次のように定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条及び第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成28年3月23日

掛川市長 松 井 三 郎

東遠工業用水道企業団と掛川市との間の行政不服審査会事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 東遠工業用水道企業団（以下「企業団」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第2項の機関（以下「行政不服審査会」という。）に同法の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務の管理及び執行を掛川市に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 行政不服審査会の運営その他の前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、掛川市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担方法）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、企業団の負担とし、企業団は、掛川市が指定する期日までに、これを掛川市に納付するものとする。

2 前項の経費の額は、掛川市長が企業長と協議して定めるものとする。

（経理）

第4条 掛川市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、掛川市歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（決算の場合の措置）

第5条 掛川市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表したときは、速やかに当該決算の委託事務に関する部分を企業長に通知するものとする。

(条例等改正の場合の措置)

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される掛川市の条例等の全部又は一部を改正したときは、掛川市長は、直ちに当該条例等を企業長に通知しなければならない。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、企業長と掛川市長が協議して定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 企業長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する掛川市の条例等が企業団に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。